

# 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員会会議録

令和5年3月8日(水)

(開 会) 10:01

(閉 会) 16:03

## 【 案 件 】

### 1. 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について

---

#### ○委員長

ただいまから、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について」を議題といたします。

執行部より、追加資料の提出がっておりますので、サイドブック스에掲載いたしております。

本日は、最初に、吉田直樹氏より証言を求めることにいたします。

証人より、証人喚問時のインターネット中継を中止してほしい旨の申出がありました。

お諮りいたします。吉田証人の証人喚問時のインターネット中継について、中止することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。事務局はインターネット中継を中止してください。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:02

再 開 10:03

委員会を再開いたします。

証人より、メモを持ち込みたい旨の申入れがっております。詳細な尋問に対し、円滑に矛盾なく証言を行うため、最小限度のメモ等の資料を認める必要がある場合も考えられるため、民事訴訟法第203条但し書きにより、メモの持込みについては、委員会の決定により許可することが可能とされております。

お諮りいたします。証人の申出のとおり、メモを持ち込むことに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

全会一致です。よって、そのように決定いたしました。

証人の入室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 10:03

再 開 10:04

委員会を再開いたします。

証人におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願います。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またそれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、一つ、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。一つ、証言が1で申し上げました者の名誉を害すべき事項に関するとき。一つ、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。一つ、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。一つ、公務員または公務員であったものが、証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合において、当該官公署の承認を受けていないとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、証人と後見人、被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、宣誓を拒むことができます。それ以外については、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなります。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。それでは、傍聴人も含め、全員、起立願います。

(全員起立)

宣誓書の朗読を願います。

○吉田証人

はい、宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和5年3月8日、吉田直樹。

○委員長

それではご着席願います。証人は宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(証人 署名捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証言では、証人は体験した事実を述べるのであり、意見を述べることはできません。尋問された事項に対してのみ証言を述べることとなります。また、尋問内容が不明確なため証人がその疑義をただすために委員長や委員に対し、質問することは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言をお願いします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は重要な問題について証人より証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いするとともに、質問時の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

また、一つ、証人を侮辱し、または困惑させる質問。一つ、誘導質問。一つ、既にした質問と重複する質問。一つ、争点に関係のない質問。一つ、意見の陳述を求める質問。一つ、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問につきましては、質問することができませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

「証人尋問における留意事項」については、まとめた資料を証人並びに委員の席上に配付しておりますので、必要によりご確認を願います。

これより吉田証人から証言を求めます。最初に、委員長から、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは吉田直樹さんですか。

○吉田証人

吉田直樹です。

○委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○吉田証人

間違いございません。

○委員長

まず、委員長から主尋問を行います。まず最初に、新体育館の観覧席に関する市との協議、営業等についてお聞きいたします。飯塚市が新体育館をつくることを知ったのはいつですか。

○吉田証人

はい、すみません、明確な日時までは分かりませんが、基本計画書等を、ホームページ上に上げられたと思いますので、その時点で知りました。

○委員長

情報を得て以降、飯塚市との間で、新体育館に関して、営業や協議等を行われたとお聞きしております。いつ、誰と一緒に、市側の誰にお会いして、どういった営業や協議を行われたのか、お答えください。

○吉田証人

営業につきましては、健幸・スポーツ課様のほうに、情報を知ってから、弊社、椅子のメーカーでございますので、観覧席のカタログですとか、納入実績とか、iPadに入れた動画などを資料に、定期的に営業にお伺いをしておりました。で、建築工事のほうで落札されて、今度、備品のご検討される段階で、弊社の販売店と一緒に、同じくスポーツ振興課様のほうに行ったと記憶しております。

○委員長

次に、本体工事受注業者及び設計業者との協議、営業、関係等についてお聞きをいたします。まず最初に、新体育館の本体工事受注業者である安藤・間・九特興業JVとの間で、新体育館に関して営業や協議等を行ったことがありますか。

○吉田証人

はい、ございます。

○委員長

あったのであれば、いつ頃であったのか、そしてまた相手方、また内容等も併せてお答えいただきたいと思います。

○吉田証人

はい、令和2年の5月に、3回目の入札におきまして安藤・間・九特JV様が落札をされたということを知りましたので、落札されてからですね、弊社販売店を通じて、交渉に向かったというようなことでございます。（発言する者あり）

○委員長

そうですね、聞こえにくかった——、ああ、そうですね、聞こえましたけどね。マイクが——、吉田証人、ちょっと、お座りください。

吉田証人、申し訳ございません。今一度、新体育館に関しての営業、協議等を行ったことがありますかとお尋ねしたら、あったということでありますので、まず、いつ頃、そして相手方、誰と、それとその内容についてお答え願えないでしょうか。

○吉田証人

はい、営業という意味では、落札前には全く参加されることも知りませんでしたので、ゼネコン、あの——、落札されてから、価格、受注するための交渉に伺ったというところですか。一番最初にお会いしたのは、初めは販売店のほうに受注活動をお願いしておりましたので、落札後すぐ私は伺ってはいないんですが、その後、すいません、ちょっと時期がはっきりしませんが、現場の方、恐らく所長様とか副所長様だったと記憶していますが、メーカーとしてご挨拶に行ったというふうに記憶しております。

○委員長

次に、新体育館の設計業者である梓設計との間で、新体育館に関して、営業や協議等を行ったことがありますか。

○吉田証人

え——、（マイクに不具合あり）（発言する者あり）

○委員長

吉田証人、お座りください。

暫時休憩します。

休 憩 10：18

再 開 10：19

委員会を再開いたします。

新体育館の設計業者である梓設計との間で、新体育館に関して、営業や協議等を行ったことがありますか。

○吉田証人

はい、設計業者様とは、設計業務を落札された後、椅子のPRに、設計業者様に行っております。

○委員長

それでは、あったのであれば、いつ頃だったのか、相手方、その内容を併せてお答え願えますか。

○吉田証人

落札——、設計事務所様を担当してる者がちょっと私と別の者であったので、ちょっとどなたとお会いしていたかは今、分かりませんが、設計業務をとられてから一、二か月後ぐらいに、一番最初、PRに伺ったというふうに聞いております。

○委員長

それでは次に、代理店、指名業者等との協議、営業、関係等についてお聞きいたします。まず最初に、新体育館の観覧席に関して、代理店や当市の指名業者との間で、新体育館に関して営業や協議等を行ったことはありますか。

○吉田証人

代理店というか販売店様になるんですが、販売店とは、先ほど申し上げたとおり建設会社様が決まりましてから、そちらに交渉に行っていたいておりますので、そのような動きをしていただいております。あとは指名業者様ですね、指名業者様につきましては、今回の物品の入札の際に、お見積りのご依頼をいただきまして、2者ほど提出しております。

○委員長

最後に、今、協議を、営業を行ったということでもありますので、それはいつ頃だったのか、相手方、その内容も併せてお答え願えますか。

○吉田証人

本体工事のほうではなく、物品購入の移動観覧席のほうということでもよろしいでしょうか。（委員長の「はい」と呼ぶ声あり）物品購入の分につきましては、基本建設工事が終わりました。

たら、我々メーカーは、今度備品のPRに参りますので、そこでお使いいただくスタッキングチェアとか、そのほかの備品のPRの中に、今回の移動観覧席も一緒にPRしておりました。基本はメーカーとして、ずっとスポーツ・健幸課様のほうにPRしてまして、その中で何度か、販売店さんに行ったことがあるかと思います。それは、ちょっとすみません、月日は明確じゃないのでお答えできませんが、令和3年度の中であったというのは、記憶をしております。

○委員長

私からの尋問はこれで終わりました。次に、委員からの尋問の申出がありますので、これを許します。質問はありませんか。

○吉松委員

吉田証人、よろしくお願ひします。今回の入札はですね、発注側の市役所が、分離発注するということになりました。その際ですね、その分離発注する理由として、工期に間に合わせるためという理由でありましたけれども、御社はですね、本体工事から分離しなければ、この移動式観覧席は、というよりも移動式観覧席を分離しなければ、工期に本体工事ができないというふうにお考えですか。（発言する者あり）考えじゃなくてですね、観覧席自体も受注、品物を納められたと思いますけど、分離するということによらなければ、本体工事が完成できないということになりますか。

○吉田証人

建築工事というものは、我々の移動観覧席が、本当、工事の中の一部分でしか、正直ないので、その質問に私が間に合うとか、間に合わないとか、なかなかお答えはできないと思います。申し訳ございません。

○吉松委員

発注側の市役所はですね、分離発注する際に関して、費用は計算しなかったということですが、これ自体考えられないことなんですけども、費用については、最初、本体工事のときに移動式観覧席も含まれていたということなんですけども、外すことによって費用は高くなった、安くなった、どちらでしょうか。

○吉田証人

移動観覧席自体は我々メーカーが製造して、現場で組み立てていくんですけど、我々が物を作る費用という意味では、建築で出ても、物品で出ても、変わらないと思います。そこにもし何か現場を納める経費とか、そういうものはちょっと私メーカーなので、どういうふうな発注になるか分かりませんが、物を作るというものの中では、はい、変わらないと認識しております。

○委員長

ほかに質問はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。よろしくお願ひします。先ほど委員長の主尋問があったんですけど、販売店、代理店と委員長がお尋ねしたのに対して、販売店と言われました。その販売店、お名前を伺います。

○吉田証人

販売店様については先に出した資料のほうでご提示はさせていただいてると――、この物品に対して見積りを出した資料請求がありましたが、その中でお出しはさせていただいていると思います。

○川上委員

証言拒否ということでしょうか。

○吉田証人

証言の拒否ではございません。弊社の今回の物件の販売店はアイ・インテリア様になります。

よろしいでしょうか。

○川上委員

それは、委員長が代理店と呼び、あなたが販売店と呼んだ会社のことですね。それから、委員長の尋問に対して、見積りを提出したのは、2者ほどと言われたと思います。2者ですか。

○吉田証人

2者です。

○川上委員

2者で間違いないですね。

○吉田証人

2者と記憶しております。

○川上委員

記憶しているというのはどういうことでしょうか。2者じゃないかもしれないってことをおっしゃってるんですか。

○吉田証人

記憶しているということは、2者じゃないということには当たらないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○川上委員

2者じゃないかもしれないということをおっしゃってるわけですか。

○吉田証人

2者です。2者でございます。

○川上委員

じゃあ、2者で確認してよろしいですね。

施工体系がどうなっておるか、御存じですか。

○吉田証人

すいません、質問ですが、施工体制というのは、どの工事の分になりますでしょうか。

○川上委員

新体育館に関する移動式観覧席についてです。元請は安藤・間・九特興業でしょう。その下で、施工体系、どうなっておるか、御存じかお尋ねしたんです。

○委員長

ちょっと、そこ、ちょっと川上委員、申し訳ない。それは範囲外に、質問になってますので、ちょっとそこところは、本人も、施工体系、中身は分からん（発言する者あり）施工体系——、入ってますかね、入ってます——（発言する者あり）移動式観覧席の部分の——（発言する者あり）

ちょっと、暫時休憩します。

休 憩 10:31

再 開 10:32

委員会を再開いたします。

○川上委員

ちょっと、質問し直しますね、本体関係の施工体系、御承知ですか。

○吉田証人

本体工事ということでよろしいでしょうか。弊社の上に、アイ・インテリア様がいらっしゃって、その上が安藤・間JV様かと思えます。

○川上委員

元請け、安藤・間・九特興業、そして1次下請が株式会社アイ・インテリア。そして2次下請がコトブキシーティング株式会社で、その下はないわけですか。

○吉田証人

その下もございます。ちょっと、どこの会社が出てくるかはあれですが、我々の会社から運搬、施工は協力会社が出ますので、協力会社のほうが入ってくるか、すいません、ちょっと、今回のそれを、私が担当して出したわけじゃないので、最終的にどう出ているか、申し訳ありません、記憶にありませんが、あるかどうか、ちょっと判断、私は今分らないです。

○川上委員

3次下請がなければ仕事ができないのに、その会社の名前が、あなたのところで分からないというふうにおっしゃってるわけですね。

○吉田証人

あの、弊社にももちろん組立ての職人がいますので、今回、すいません、最終的にどのような体系で現場に出したかは、私が分かってないというところでございます。

○川上委員

それは記録の提出を求めることになるかもしれません。それで、先ほど2者に見積りを出したと言われました。1者は玉置ですか。

○吉田証人

はい、そうです。

○川上委員

もう1者はどこですか。

○吉田証人

販売店のアイ・インテリアになります。

○川上委員

玉置には、見積り金額、幾らになってますか。

○吉田証人

見積り金額につきましては、販売店様、また我々メーカーの今後の営業活動に大きな影響を与えるので、回答は控えさせていただいております。

○川上委員

それは玉置との関係、おっしゃってるんですね。アイ・インテリアは幾らですか。

○吉田証人

アイ・インテリア様も同じく金額のほうは、アイ・インテリア様並びに我々の会社の企業上の秘密となりますので、回答は差し控えさせていただきます。

○川上委員

それは証言を拒否するということですね。証言拒否するんですね。確認してください。

○吉田証人

証言を拒むべきことができる事項の4番、技術または職業の秘密に関する事項として、お答えしております。

○川上委員

玉置とアイ・インテリアは、見積り額は同額ですか。

○吉田証人

同じく先ほど申し上げた4番に該当しますので、証言は控えさせていただきます。

○川上委員

1億886万4千円という数字を、記録の提出で出していただいておりますが、間違いはないですか。

○吉田証人

そちらは製品の定価ということで、間違いございません。

○川上委員

吉田直樹さん自身のお名前での、見積書で間違いないですね。

○吉田証人

はい、間違いございません。

○委員長

川上委員、ちょっと今、ある程度、ほかの方に聞いた上で、またチャンスあります。ほかに質問はありませんか。

○江口委員

すいません、販売店というお話がございました。メーカーさんであつたら販売代理店制度、もしくは販売店制度をとられることがあるかと思うんですが、御社では、そういった制度をとられているという理解でよろしいですか。

○吉田証人

少しそこはケース・バイ・ケースのところがあるんですが、販売店様にお売りいただくケース、もしくはメーカーとしてお売りするケースと、それぞれのケースがございます。

○江口委員

ちなみに販売店並び、もしくは販売代理店ですね、に関しては、九州では何社おられますか。

○吉田証人

すいません、ちょっと正確な数にはならないんですが、代理店契約を結んでいるという会社は特になくて、弊社の物を販売していただく会社が、各エリアに何社かあるというようなことでございます。

○江口委員

代理店契約はないということは、そこを経由しないと、販売できないということではないという理解でよろしいですかね。

○吉田証人

必ずしもそこを経由しなきゃいけないということではございません。

○江口委員

ちなみにその販売店に関しては、福岡では何社おられるのか。またあと、その選定基準ですね、選定に当たっては、会社さんによっては、これこれこういうふうなのをクリアしていないと、指定しないというふうな形があったりするんですが、そういったものはございますか。

○吉田証人

ちょっと、福岡に今何社あるかっていうのは、職業上少しお答えにくい部分もございます。選定理由につきましては、お売りいただくときに、都度、会社で協議して決めているということでございます。

○江口委員

では、今回、固定式観覧席と壁面収納式の観覧席、そしてまた移動式観覧席に関してお納めいただいているんですが、通常の販売方法については、どういった形になるのか。当初、飯塚市では、まとめて工事の中で発注しようというふうな形でやったんですが、それが通常なのか。例えば、ここの観覧席部分だけ、製造販売というふうな形でね、出されるのが通常なのか。もしくは、移動式観覧席については、備品として出されるっていうのが通常なのか。そういったところに関しては、コトブキシーティングさんとしては、どのようにお考えですか。お考えとどうか、どういったご経験がございますか。

○吉田証人

はい、ちょっと、私の経験上でも、両方のケースがあるかと思えます。

○江口委員

今回、コトブキシーティングさん、御社自体も指名業者に登録をされてありますですね。こういった大型案件のときには、それをお聞きして指名業者に登録をされるのか。もしくは事前

に、もう、ざっと各自治体様のほうに指名願を出したりされてるのか、その点はいかがでしょう。今回、指名願、出されたのはいつからなのか、そこを併せてお答えいただけますか。

○吉田証人

すいません、いつから出してるというのは、ちょっとすいません、今日覚えてないんですが、各自治体様、弊社が過去にいろいろ納入させていただいてる自治体様には、2年に1度ですね、指名願、どのような、例えば修理とかがあるかもしれませんので、各自治体様に指名の登録、工事のほうと、一応どういう形態でなるか分かりませんので、両方出させていただいてる、もしくは工事だけとか、自治体さんのちょっと大きさとか、少しそういうのに合わせて、両方とるとかしております。

○江口委員

今回、指名願に際して、家具・装飾での登録でありました。その理由についてお聞かせいただけますか。

○吉田証人

すいません、ちょっと、この理由までは、私ちょっと存じ上げておりません。すいません、推定で言うわけにはいかないと思いますので、すいません。

○江口委員

ほかのところで見てると、直接、御社様が受注してるケースがあります、自治体からですね。そういったことを考えると、御社としては、十分その能力があると考え、指名願を出されておられると思うんです。このような観覧席であったりとかですね、工事に入る、工事に関しては難しいかもしれませんが、物品で発注されたときに直接とるケースですね、直接参加してとられるケース、それともう片一方では、今回みたいに市内業者が指名されて、そういった形で納めるケース、双方あるかと思うのですが、御社の経験の中では、どちらのほうが多いですか。

○吉田証人

販売店様を通じてお売りするケースがほとんどでございます。

○江口委員

それでは、先ほど見積りを2者に出されたと言いました。それぞれの2者に対して、玉置様とアイ・インテリア様なんですけれど、それぞれ今までの取引、実績というのは、どの程度ございますでしょうか。

○吉田証人

すいません、ちょっと数字的なものは——、覚えてはいないんですが、アイ・インテリア様におきましてはステージとか、そのようなものを、以前よりずっと売っていただいております。

○江口委員

すいません、玉置様のほうとは、いかがですか。

○吉田証人

もちろん玉置様ともご契約をさせていただいたことがあるんですが、すいません、ちょっと今、具体的な物件名が挙がらずに、申し訳ございません。お付き合いはございます。

○江口委員

その玉置への見積りに関しては、アイ・インテリア様との見積りと違って、一文入っております。その点について、ご説明いただけますか。

○吉田証人

一応、本件につきましては、建築工事から販売店と一緒に動いておりましたので、玉置様に関しては、我々の1次販売店のほうからご紹介させていただくという意味で、一文入れさせていただいております。

○委員長

ほかにありませんか。

○川上委員

先ほど、見積りのことについてお尋ねしました。玉置は、に対しては、支払い方法については、お振り込みと書いてあるんですね。アイ・インテリアのほうには、これはどういうことなんでしょうか。元請支払後スライド支払って書いてあるんですね。この意味を、ちょっと教えていただけますか。

○吉田証人

はい、お振り込みというのは、もちろんお金が入ってから、弊社のほうに現金でお支払いいただくという意味でございます。ちょっとアイ・インテリア様のほうの見積りの支払い条件が、すいません、ちょっと建築工事のほうに使った見積りをそのまま一部使っているんで、意味合的には同じ振り込みなんですけど、アイ・インテリア様に手形もしくは現金が入ると、そのままスライドして弊社にお支払いをお願いしますというような意味合いでございます。

○川上委員

玉置にはそのように、アイ・インテリアはこのように、使い分けたのはどういう理由ですか。

○吉田証人

特に明確な使い分けというわけではなく、本来であれば、そこも、アイ・インテリア様の分も振り込みというふうに書いて出すべきでございました。そこは、ちょっと昔使った見積り、昔というか、建築工事に使った見積りを流用してしまったので、そこは私の修正漏れということになっております。

○川上委員

これはコトブキシーティングの意思としてそういう使い分けをしたわけですか。それとも、吉田直樹さんが個人として使い分けをしたわけですか。

○吉田証人

使い分けをしたわけではなく、そこは打ち込みミスということで、今答弁をさせていただいたと思います。

○川上委員

この打ち込みミスについてはですよ、吉田さんのおっしゃる、は玉置あるいはアイ・インテリアはそれぞれ、あなたの打ち込みミスを知っているわけですか。

○吉田証人

すいません、ちょっと向こうが御存じかどうかは、ちゃんと電話して確認したわけではございませんので、お答えしかねます。

○川上委員

玉置に対しては、2022年、昨年5月12日のネット価格で、翌5月13日付で出しますね。5月13日は、手書きしてますね。どうして手書きになったんですか。

○吉田証人

はい、ちょっと言い訳をするわけではないんですが、見積書自体は5月12日にお作りしてたんですけど、ちょっとその日の夜に送付が、私が漏れてしまっておりまして、翌日見積りを再提出したんですが、その際、上が12だといけないので、ペンで書き直して3と。ただ下に入ったネット金額のところは、翌日に記入したので、そのままの日付にしてしまったということでございます。

○川上委員

一方、アイ・インテリアは5月13日、活字で入っているわけですけど、ネット価格が当日、5月13日付になっていますね。これは玉置のほうが見積り依頼が早かったというふうに想像するんですけど、それぞれ見積り依頼が、いつのことであつたか分かりますか。

○吉田証人

玉置様に関しては、三、四日もしくは四、五日ぐらい前に、お見積りのご依頼をいただいたかと思えます。あとアイ・インテリアのほうは、本件の営業は以前からしておりましたので、金額については口頭ベースでお話をしていたんですが、今回、入札に当たり、正式に見積りを作り直してお渡ししたというのが、5月13日ということでございます。

○川上委員

そうすると、玉置は5月の連休明けぐらいに見積り依頼があり、アイ・インテリアには口頭で、相当前に金額を伝えておったということなんですね。

○吉田証人

そうなります。

○川上委員

その口頭で伝えた金額と、実際に5月13日に渡した見積り金額は同一ですか。

○吉田証人

同額でございます。

○川上委員

ところで、先ほど販売店と元請に担当の方が行って、協議をしたというふうに受け取りましたけど、つまりアイ・インテリアとコトブキシードの担当者と、安藤・間・九特興業の共同企業体が一堂に介する場面があったのかと思うわけですけど、そういうことになりましたか。

○吉田証人

ちょっと一同に介したということではないかと思えます。私と——、アイ・インテリアと私と現場の方にご挨拶に行ったということでございます。

○川上委員

先ほど主尋問、委員長の質問に対して、委員長はいつ、どこで、内容もと聞いたんですけど、お答えが明確ではなかったんです。特に内容についてお答えがなかったのが、ちょっと、なかったんで、どういう話合いをしたのかね、そこの証言がなかったんで、ちょっと改めて私のほうから聞かせてもらいたいと思えます。

○吉田証人

建築工事のゼネコン様との協議内容というご質問かと思えますが、設計図の中に椅子の絵が載っております。1階には、壁面収納式の電動移動観覧席、2階には、固定席が載っておりますので、この分を、ぜひ我々で仕事をさせていただきたいので、お見積りを出させていただきたいというようお願いしております。

○川上委員

その時期をお尋ねしたいんですけども。

○吉田証人

建設業者様は、令和2年の5月にお決まりされていると思えます。初めはメーカーというか、販売店様に行っていたかと思えますので、初めて現場のほうに販売店と一緒に伺ったのは、令和3年度入ってからかと、すいません、思えます。

○川上委員

繰り返し会ったんだと、当然でしょうね。最初に会ったのが、令和3年度に、度ですか、入った頃だと。その当時以降、飯塚市の副市長とお会いになったことがありますか。

○吉田証人

ございません。

○川上委員

ソフトウェアセンターの担当の方と、例えば代表取締役社長、先日、証人喚問に依っていた

だいた方ですけど、高倉 孝さん、お会いになったことはないですか。

○吉田証人

ございません。

○川上委員

今回、落札したグッドイナフの担当者というか、原田拓郎さん、社長とはどうでしょうか。

○吉田証人

お会いしたことはございます。

○川上委員

どういう経過でお会いになったんでしょうか。

○吉田証人

先ほど主尋問の中でお話したかもしれませんが、弊社と販売店とグッドイナフ様と3者で市のほうに営業したと、行ったと。令和、それが3年度だったと思うんですが、のが初めてでございます。

○川上委員

株式会社S・Y、代表取締役というか、もう1人のようですけど、とはお会いになったことはないですか。

○吉田証人

ございません。

○川上委員

株式会社S・Yの有力株主というか、過半を持っているのが、飯塚市の副議長、市議会議員副議長の坂平末雄さんなんですけれども、本体工事関係、あるいは移動式観覧席関連で、この方のお名前を聞いたことはないですか。

○吉田証人

ございません。

○川上委員

国会議員またはその秘書及び事務所から、何らかの情報提供があったり、求められたりしたことはないですか。

○吉田証人

ございません。

○委員長

川上委員、ちょっと時間、ちょっと今、質問かかりましたので、ほかの方に、ちょっとあればお聞きしたいと思います。ちょっと。ほかに質問はありませんか。

○小幡委員

吉田証人にお尋ねします。設計の段階で梓設計に営業行かれまして、御社の移動式観覧席を含む椅子が採用されましたね、参考図面として。業界では、これでかなり営業的には優位になったという状況になると思いますけども、梓設計の本体工事の1回目は不調になりましたけどね。そのときに御社のコトブキ商品が参考商品として、図面化されたことは御存じでしたか。

○吉田証人

はい、知っておりました。

○小幡委員

設計事務所の採用に当たっては、決定するものではないけども、かなり図面とかを協力しますよね、通常ね。図面が採用されたということで、盛んに営業されるのは自然な流れかと思えますけども、今回、移動式観覧席においては、先ほどの証言で見積り提出者が2者、玉置さんとアイ・インテリアさんということでした。この移動式観覧席の入札は13者が指名されておりまして、辞退した10者も、数者がコトブキさんに見積りを依頼したという証言がございま

す。それは販売店、代理店と言っておりますけども。御社では販売店と呼ぶらしいんですけども。別の販売店から見積り依頼は、他者からは来ませんでしたでしょ、来ませんでしたでしょか。提出したのは2者というのを聞きましたけども、依頼は来ませんでしたか。

○吉田証人

指名業者から弊社に見積り依頼があったかという質問かと思いますが、それはございませんでした。

○小幡委員

申し訳ない。聞き方が悪かった。指名業者、直じゃありません。指名業者が、おたくの、御社がおっしゃる販売店経由で見積り依頼があったか。福岡ソフトウェアセンターも、彼は問屋とか、代理店という表現をしましたが、それを経由して、御社から、コトブキさんから見積りをいただいたという証言がありますので、そういった流れでの見積り依頼はございませんでしたでしょうかと聞いております。

○吉田証人

ほかの2者にアイ・インテリアが見積りしたということは、私は知りませんでした。

○委員長

小幡委員、もう一度、ちょっと、質問をお願いします。

○小幡委員

コトブキさんのところで見積り依頼をされたのが、販売店である玉置さんとアイ・インテリアさんには、御社から見積りを提出した。見積り提出したのは2者のみだという証言でしたね。入札を、移動式観覧席の入札は13者が競い合ったんです。そのうち10者は辞退したんですが、10者のほうから御社に見積りを依頼したけども、見積りがとれなかった、もらえなかったという証言がございまして、どこかの販売店を経由で見積りを依頼したと想像されるんですけども、他の販売店からこの飯塚市の体育館の移動式観覧席においての見積り依頼は、なかったでしょうかということです。

○吉田証人

なかったと私は記憶しております。

○小幡委員

了解しました。それと、先ほど販売店であります玉置さんと、アイ・インテリアさん、玉置さんはコトブキシーティングさん、御社とは長年の付き合いがあるということでした。アイ・インテリアさんが販売店となられたのはいつからか、記憶にございますでしょうか。

○吉田証人

ちょっと、販売店となったのはいつかということは、すいません、私、覚えておりません。

○小幡委員

記憶の中で結構ですので、数年か、数十年もしくは四、五年先とか、ここ一、二年とかいう記憶はございますか。

○吉田証人

はい、そういう意味で言いますと10年以上、弊社の物を売っていただいているということになります。

○小幡委員

先ほど川上委員のほうから質問がございましたが、玉置さんとアイ・インテリアさんへの支払い条件が、ちょっと一部違いましたよね。通常の場合です、御社とは言いません。販売店、契約先の会社の規模とか信用度に依じて、直接契約もできる場合もあれば、代理人もしくは保証人、もしくはゼネコン経由でゼネコンにお金が入ったと同時に払ってもらうというようなやり方は現場でよくやります。そういう関係で、仕分したという記憶はございませんか。

○吉田証人

特にそういう関係で、強弱をつけたということではございません。

○小幡委員

あと2点ほどお聞きしますね。先ほどの新体育館の観覧席においては、施工体系図を教えてくださいました。安藤・間・九特興業JVの下に、販売店である1次下請でアイ・インテリアさん、その再下請けで御社ということでした。今回の移動式観覧席は、発注者がグッドイナフさんになりますけども、同じように体系図はどのようになっておりますでしょうか。

○吉田証人

物品で発注になっていきます移動式の観覧席については、特に体系図というものはお作りはしておりません。

○小幡委員

体系図でなければ、発注から受注における形態は、どのような形で受注したのでしょうか。

○吉田証人

商流につきましては、弊社の上に販売店がいらっしゃるという流れになります。

○小幡委員

吉田さんの証言は、グッドイナフの代表取締役、原田拓郎さんの証言と一致してるんですけども、グッドイナフの社長さんも販売店、代理店という表現でしたが、経由して、御社から物を納入するということでした。吉田さんもそのようにおっしゃっておりますけども、その代理店名は公表できませんでしょうか。できるのであれば、教えてください。販売店名かな。

○吉田証人

販売店名はアイ・インテリアということになります。

○委員長

小幡委員、ちょっと、まとめていただいて。

○小幡委員

最後にします。新体育館の本体工事、安藤・間・九特興業JVと同じ流れ、今回は移動式はグッドイナフさん、アイ・インテリアさん、御社と、形態的には一緒ですね。その上で、本体、移動式、販売店はアイ・インテリアということでしたが、これは本体においてはゼネコンからの指示ですか。グッドイナフさんの場合も、グッドイナフさんの指示でしょうか。それともアイ・インテリアさんと御社の関係上そうなったのか。明確なところが分かれば教えてください。どこからの指示だったか、指示がなかったかを含めてお願いします。

○吉田証人

アイ・インテリア様とは、本工事において、一緒にやりましょうという話になりましたので、グッドイナフ様や、安藤・間・九特JV様からの紹介というわけではございませんでした。

○委員長

ほかにありませんか。

○深町委員

1点だけ、ちょっと聞きたいんですけど、大体メーカーさんは販売実績とかですね、大体、今までの販売実績とか、それから売上高とか、自分ところの商品をどんだけ売ってくれているとか、そういうところを主に優先されて、後押しされますよね。今回このグッドイナフさんと同行して販売に行かれたというのは、どなたからの指示か、どなたから言われて、グッドイナフさんと——、グッドイナフさんというのは、実績ありましたか、今まで、御社の商品。

○吉田証人

グッドイナフ様との実績はございません。

○深町委員

その実績のないグッドイナフさんと同行で、PRに行つて、販売戦略ということで立てられ

たと思うんですけど、どうしてそういうふうになったんですか。

○吉田証人

地元の販売については、販売店様のほうにお任せをしておりますので、そのようなルートでございます。なので、私から会いたいとかいうことではなく、販売店様と一緒に役所営業に行こうというときにいらっしゃったという流れでございます。

○深町委員

販売店の方が、ここで一緒に行こうということで言われて、代理店の方と一緒にいったということですか。

○吉田証人

すいません、もう一度、ご質問お願いしていいですか。

○委員長

深町委員、もう一度、簡潔にお願いします。

○深町委員

そうですね。販売に行くと、売上げ——。一緒に行かれた経緯なんですけど、グッドイナフさんと行かれた経緯は、代理店の方がグッドイナフさんを推奨されて行かれたということになりますか。

○吉田証人

はい、販売店でございますが、販売店と——、推奨されるというか、一緒に行ったらいらっしゃったというような形でございます。

○委員長

ほかにありませんか。江口委員、2回目なので、一応まとめてください。

○江口委員

2点お聞きします。まず1点が、受注先ですね、今回については販売店が間に入っておりますが、グッドイナフさんのほうが受注者となっております。御社が、見積り出したりするときに、受注先に関しては確認されないのかどうか。もしくは契約に際してですね、受注先を確認しないのか、される——、しないのかどうかですね。まず、そちらからお願いします。

○吉田証人

落札があって受注者が公表されますので、正直、ちょっと入札時に、うちの販売店がどこに出していたかという情報は、私は持っておりませんでした。

○江口委員

あともう1点だけ。ごめんなさい。ある意味、特殊な商品だと思っているんです。やっぱり製造にある程度時間がかかることを考えると、特殊な商品だと思っております、これに関しては見積りが出ないことには、見積りを出したところ経由でしか、現実には取引できないという理解でよろしいでしょうか。見積りをもらっていないんだけど、定価を知っているだけで、入札とかに参加できるような形なのか、ではないと思うんです。現実には、御社が商品を出すのは、見積りを出したところ、もしくは、そのの、からの経由のお客様ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田証人

議員のおっしゃるとおりです。

○委員長

ほかにありませんか。

○委員長

川上委員、3回目でございますので、まとめて簡潔にお願いします。

○川上委員

証人は飯塚市長、片峯市長をはじめ、会ったことがある、あるいは話したことのある市職員

及び市職員OB、名前を挙げていただけますか。

○吉田証人

本件について、健幸・スポーツ課の方々以外とお話はしてないと、話しておりません。OBの方もお会いしてないです。

○委員長

川上委員、最後にまとめてください。お願いします。

○川上委員

まとめて聞くと、証言がしにくいかもしれませんが、先ほどお尋ねしました元請支払後スライド支払と、の件について、実際の支払いは、どう決まっているのか。そのために、誰と、どういう協議をしたか。この件について、政治家、国、県、市の政治家及び市の幹部及びそのOBから口利きがなかったか。吉田証人ないし、会社の関係者、社長を含めて、社長からあなたに何かの指示があったというようなことも含めて、なかったか、お尋ねします。

○吉田証人

今回の支払の件に関して、口利きのようなことは一切ございません。

○委員長

時間も1時間、予定以上越しておりますので、以上でもって、吉田証人に対する尋問は終了いたしました。

なお、後日また証言を求めることがあるかもしれませんが、そのときはご協力のほどよろしくお願いいたします。

証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。ご退席されて結構でございます。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:19

再 開 11:31

委員会を再開いたします。

次に、参考人として、小野 隆氏に意見を求めます。

参考人より、参考人招致時のインターネット中継を中止してほしい旨の申出がありました。

お諮りいたします。小野参考人の参考人招致時のインターネット中継について、中止することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

事務局はインターネット中継を中止してください。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:32

再 開 11:33

委員会を再開いたします。

参考人、入室お願いいたします。

(参考人入室)

参考人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより意見を求めることとなりますが、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言をお願いいたします。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

それでは、まず最初に、新体育館の観覧席に関する市との協議、営業等についてお聞きいたします。飯塚市が新体育館をつくることを知ったのはいつですか。

○小野参考人

時期はいつかちょっと分からないんですが、新体育館ができるってのは、新聞情報等で入手しました。

○委員長

情報を得て以降、飯塚市との間で新体育館に関して営業や協議等を行われたとお聞きしています。いつ頃、誰と、市側に、誰にお会いして、どういった営業、協議を行われたか、お答えください。

○小野参考人

時期っていうのは、いつか、ちょっとあれなんですけれども、営業的に、させていただきましたのは、福岡ソフトウェアセンター様と、市の方としましてはスポーツ振興課の瀬尾様にご挨拶させていただいて、メーカーPRをさせていただきました。それは、20——、21年でしたでしょうか、の夏頃、PRをさせていただきました。

○委員長

次に、本体工事受注業者及び設計業者との協議、営業、関係等についてお聞きいたします。新体育館の本体工事受注業者である安藤・間・九特興業JVとの間で、新体育館に関して営業や協議を行ったことがありますか。

○小野参考人

協議等はしておりません。

○委員長

それでは、新体育館の設計業者である梓設計との間で、新体育館に関して営業や協議等を行ったことがありますか。

○小野参考人

新聞等で入手した情報を基に初期の段階ですが、梓設計様にメーカーPRをさせていただきました。

○委員長

梓設計との協議をされたということであれば、いつ頃だったのか、また相手方、またその内容を御存じであればお答えください。

○小野参考人

時期はもういつと、ちょっと分からないんですが、新聞情報で、建設新聞とか、ああいった情報誌で出た段階で、梓設計様にはPRに伺いました。

○委員長

その梓設計の相手方、内容が分かりましたら。

○小野参考人

内容としましては、新聞情報でも出ておりましたので、観覧席等あるという内容だったものですから、観覧席を中心に弊社の持っている提案、商品に対してPRをさせていただきました。あと設計事務所の方のお名前等、ちょっと今覚えがないものですから、よろしくお願ひします。

○委員長

次に、代理店、指名業者等との協議、営業、関係等についてをお聞きいたします。新体育館の観覧席に関して、代理店や当市の指名業者との間で、新体育館に関して営業や協議を行ったことがありますか。

○小野参考人

福岡ソフトウェアセンター様へ、先ほどの時期と同じになりますけど、令和3年の夏頃にご挨拶させていただいて、メーカーPRをさせていただきました。あと、トータルオフィス様と、

入札公示の案内が出ましたので、それに対して協議をさせていただきました。

○委員長

今、協議、営業等あったということですが、今一度、いつ頃だったのか、相手方、その内容が分かりましたら、お答えください。トータルオフィスさんとの、ソフトウェアさんは出ましたけれども。

○小野参考人

福岡ソフトウェアセンター様のほうは高倉様宛てに令和3年の夏にご挨拶させていただいて、メーカーPRをしたところでもあります。あと、トータルオフィス様に対しての営業というのは、もう常時取引がありましたので、継続的な営業をしております。最終的にこの移動観覧席に関して打合せをしたのは、入札の公示が出たときに打合せをいたしました。

○委員長

私からの質問はこれで終わりました。次に、委員から発言の申出がありますので、順次これを許します。質問はありませんか。

○川上委員

こんにちは。日本共産党の川上直喜と申します。よろしく申し上げます。飯塚市が発注するというので、仕様書を御覧になった時期は、公布から早かったでしょうか。公告から早い時期だったでしょうか。

○小野参考人

公告が出て、それをご案内いただいたのも、トータルオフィスさんからいただいたときに、初めて仕様書を確認させていただきました。

○川上委員

コトブキシーティングからいつ受け取ったんですか。

○委員長

川上委員、いま一度、分かりやすく。

○川上委員

失礼いたしました。トータルオフィスさんから、いつ受け取ったんでしょうか。

○小野参考人

時期は5月だったと思うんですけども、入札公示の案内が出たときにいただきました。5月の連休明けぐらいだったと思います。

○川上委員

そのときに、見積りとしては、どれぐらいの額になると判断されたでしょうか。

○小野参考人

金額については、差し控えさせていただきたいと思います。

○川上委員

見積りはなされたわけですね。

○小野参考人

社内で積算をいたしまして——、はい、いたしました。

○川上委員

結果として分かると思いますが、コトブキシーティングの見積り額より上、あるいは下と、答弁できますか。答弁じゃない、証言してもらいたいんですが。

○委員長

証言じゃない。

暫時休憩します。

休 憩 11:44

再 開 11:45

委員会を再開いたします。

川上委員、いま一度、質問お願いできますか。

○川上委員

トータルオフィスから仕様書をもらい、社内で見積りをしたというふうにおっしゃったので、その金額は、コトブキシーティングが玉置とアイ・インテリアというところに、同額の見積りをした数字が1億886万4千円なんです。その額より上なのか、下なのかをお答えいただけるかということなんですけど。

○小野参考人

価格については、営業的な側面もあるもんですから、お答えを控えさせていただきたいと思っています。金額に関しては。

○川上委員

その見積りは、トータルオフィスにはお伝えになったんでしょうか、口頭ないし文書で。

○小野参考人

お伝えしております。

○川上委員

その伝え方としては、通常の見積書をお渡ししたというようなことですか。

○小野参考人

いろいろ仕様書をいただくに当たって、トータルオフィスさんといろいろ話をさせていただきました。納期的なこととか、社内的なこととか。その中で、協議の中で、このぐらいになるということをお伝えをいたしました。

○川上委員

ということは、見積書をお渡ししたのではないということですかね。見積書、お渡しになったわけですか。

○小野参考人

金額は見積書ではなく、お伝えだけになっております。

○川上委員

実はトータルオフィスから当委員会に調査票に、調査票というのを送って、回答いただいております。「(株)愛知(メーカー)で、同等品申請いたしました。不可だった為辞退致しました。」という記載になっているんですね。これはどういうふうなことか、お分かりか、お尋ねしたいと思います。

○小野参考人

トータルオフィスさんとですね、協議した内容としましては、まず仕様書を、ご連絡いただいて、それに対して、社内検討して、市の方へ確認をしてくださいということで、もう一度、お願いをしたことがございます。その後、その確認をいただいて、再度、もう一度、社内検討したんですけれども、現在、その仕様書自体は、弊社のものではないものになっていますので、工場のほうの納期対応、あと生産の工程の確保、あとコスト面など、もろもろこういう事情がありますということ、トータルオフィスさんに協議させていただいて、トータルオフィスさんとして、最終的にいろいろご判断されたものになるかと思っております。

○委員長

川上委員、ちょっと待ってください。ほかの方がありますので。ほかに質問はありませんか。

○江口委員

仕様書を見られて、弊社の商品ではないと判断されたというお話がございました。あの仕様書に関しては、愛知様の通常の定番の商品がございましたよね。それでは、納入できないということよろしいですかね。

○小野参考人

弊社の規格ではないものですから、サイズのなものとか、同じものはできない。ただ、時間とコストとか、いろんなものをかければ、技術的にはできるものになります。

○江口委員

私があのお仕様書を見たときには、非常に———同等品というのを許さない仕様だなと思ったんです、現実にはですね。特定の商品があって、もうそこに決め打ち的な仕様書なのかなと思ったんです。あのお仕様書を満足するのは、技術的にはできるんだと思うんですが、要は営業を考えると、通常、商品を、ある意味、ゼロイチでつくるような形になるわけですよね。あのお仕様書を満足しようと思うと、例えば部材についても指定がありました。こういった材質を使ってくださいってやつもございましたし、重さについても指定があって、プラスマイナス3%でしたっけ、そういった厳しい条件がありました。それを満足するには、御社では、こういった作業になるんでしょうか。そしてまた、それについては納期、そして価格については、他社で、通常で定番商品があるときに、価格競争力のあるものになるんでしょうか、いかがでしょうか。

○小野参考人

仕様書を見させていただいて、ベースになるものは弊社にもございますので、それをベースに規格を変えていくというか、仕様書に合わせていくような形になります。その中で、すぐできるものと、仕様のすぐできるものと、いろいろ設計の段階、設計を交えて、新たにやらなきゃいけないものとか、その辺は複合的にあるものになります。厳密というか、価格的なお話がありましたけれども、一般的には、規格のベースを外れるわけですから、高くなるものになります。以上です。

一番、今回、弊社で問題になるのは、先ほどの仕様を変えることによって、弊社のずばりであれば、納期的なものですね、そういったものが、ある程度見込めるものになります。ただし、新たに仕様を変えてつくるとなると、時間的なもの、あと生産工程ですね、そちらの確保というのも問題になります。ちょっと補足になりますが、今回ですね、入札の公示が出た当時の工場の状況としましては、今回の案件の、このボリュームのものを工場の生産工程の中にはめ込むことがちょっと難しくですね、納期的に非常に心配だという工場からの回答もありましたので、判断に至りました。

○江口委員

工場的にも厳しいという状況であったというのは、今お話にありましたけど、先ほど仕様を変えてできるものと、大きく変えなくちゃいけないものがあるというお話がございました。今回の仕様で、部材とか、重さとか、サイズとか、かなり詳細に決まっている商品について、今回の商品を、ある意味、今ある定番商品を設計変更してするとなると、多分その大きな変更であって、納期的に厳しいのかなと思うんですが、その点については、御社としてはどう判断になったんでしょうか。

○小野参考人

時間とコストをかければ、同じものができるとかなというものになります。

○江口委員

部材と重さに関しては、ほとんど共通してですね、すぐ変更がきくようなものだったのかどうか、お聞かせいただけますか。対応ができる商品が手元にあったのかどうか、手元というか、御社のほうであったのかどうか。

○小野参考人

ずばりのものはございませんでした。ただ、似たようなものは持っておりますので、それを組み合わせる。具体的にどうするっていうことを、短期間の間に考えないといけない仕様書になってましたので、具体的にどうするっていうところまでは、検証できてませんが、組み合わせはこういうものじゃないかっていうところまでは、話を関係者と詰めたんですが、ただ、納期的なことが一番大きな問題になるかと思えます。

○委員長

ほかにありませんか。質問ある方。

○川上委員

公告、飯塚市が物品調達公告をする前に、いずれかのルートで、こういうものを用意したんだけど、用意したいけれども、どれぐらいかかるかというような情報提供とかいうようなことはなかったですか。

○小野参考人

ございません。

○川上委員

飯塚市の担当課はですね、最初からコトブキシーティングしかできないようなものではなくて、愛知さんのほうでもできるはずだという判断ですっていうふうに、当委員会で発言したことがあるんですね。今、参考人のお話だとですね、それはそうなんだけど、それには仕様書の範囲の中のコスト、コストは違う、納期とか、考慮すると無理な話ということになりますかね。

○小野参考人

ちょっと、その仕様書を見た段階で判断をした話になりますので、そこからのスタートになりますんで、先ほどの納期の回答のような形になるかと思えます。

○川上委員

そうすると、市の担当課長は、愛知さんでもできたはずという趣旨の発言をするんだけど、それを裏づける事前の愛知さんへのお話をしたこともなく、何の根拠もなく発言したのかなと思うんですけども、参考人に対する質問ですので、ご意見を聞かせていただければありがたいなと思えます。

○小野参考人

ちょっと分かりかねます。申し訳ありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

やはり、こうやって入札があるときには、公平な競争が保たれないといけないと思っています。今回についても同様だと思っていて、その点についてちょっと疑義が、思ってるんです。今回でしたら、一つ想定したものがあつたにしてみても、その同等品というふうな形でうたうのであれば、本当にその同等品ができる環境が整ってなくてはならないと思ってるんですが、私が思うのは、何席という席数と床の耐荷重ですね。それと入れるスペース、移動式観覧席なんで通常は倉庫に入れている。それを大きな大会のときに引っ張り出して、設置をして、お客様の観客席として使うというふうな商品ですので、そういうことを考えると、座席数は必要ですね、何席から何席の間ってやつは必要だと思うんです。あともう一つは、倉庫が決まっているので、その倉庫に入るものでなくては困るから、その大きさですね、縮めたときの大きさと実際に使うときの大きさですね。それとあともう一つは耐荷重、床の耐えられる重さが、最低必要な仕様だと思うんです。そうすると、重さに関しては、何キロ以下というふうな指定であれば、そうだよなと思うんですけど、今回は、中心となる水準の何キロってやつがあつて、上下3%以内だったかと思うんですが、そういった決め方になっているということは、現実には先ほどお話ししましたように、同等品を許さないような形になっていたのではないかと、私のほうは思っています。同じような移動式観覧席を手がけるメーカーとして、今回の入札が、その移動式観覧席を手がけるメーカーとしてですね、公正な競争であつたと、御社として、御社としてというか、参考人としては思われますか、いかがですか。

○小野参考人

いろいろな状況があるんで、一概にちょっとお答えできないところがあります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

今回の移動式観覧席はですね、本体工事から分離して発注するというところに、最後になりました。これは理由とすればですね、本体工事が完成するのが時間的に厳しいということで、分離発注にしたということ、発注側の市は言っていますけれども、私が考えるに、分離したほうが反対に遅くなるんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○小野参考人

その辺のスケジュール感というのはちょっと、私どもに情報がありませんから、ちょっと分かりかねます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ないようでございますので、以上でもって、小野参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人におかれましては本当にご協力ありがとうございました。また、本委員会でいろいろと質疑させていただきましたが、質疑の内容を参考にさせていただきました。審議を深めてまいりたいと思います。

今後ともご協力等をお願いすることもあるかと思いますが、そのときはよろしく願いいたします。

ご退席なされて結構でございます。本日は誠にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:03

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

次に、坂平末雄氏より証言を求めることにいたします。

証人より、証人喚問時のインターネット中継を中止してほしい旨の申出がありました。

お諮りいたします。坂平証人の証人喚問時のインターネット中継について、中止することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、インターネット中継については、中止しないことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:00

再 開 13:06

委員会を再開いたします。

事務局、お願いします。

○議会事務局次長

ただいま委員会において、証人からのインターネット中継の中止の申出について否決がされました。その内容を、ただいま証人のほうにお伝えをしましたところ、事務局じゃなくて、正副委員長とちょっと話をしたいということで申されております。そういうことで、私ども、今戻ってまいりました。以上です。

○委員長

今、事務局のほうから報告がありましたけれども、正副委員長に来てということですが、そうすべきでないと、正副委員長も判断しておりますので、再開の時間を1時15分、いいですか、再開を1時15分といたしたいと思います。ちょっと待ってください。意見ありますか。(発言する者あり) ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

休 憩 13:07

再 開 13:14

委員会を再開いたします。

本日、証人として坂平氏の出頭を求めておりましたが、不出頭届が提出されております。不出頭届を事務局に朗読させます。

○議会事務局次長

はい、不出頭届出書を読み上げさせていただきます。

令和5年3月8日、飯塚市議会議長 秀村長利様。飯塚市議会議員 坂平末雄。

証人出頭請求に対する不出頭届出書。

このことについて、令和5年3月8日、火曜日、午後1時から新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会において、証人尋問を行うため出頭するよう請求を受けましたが、下記の理由により出頭できませんので届け出ます。

記。まずもって、当該委員会の所期の目的である新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する疑義の解明については、真摯に協力するものであります。

それにもかかわらず、同僚議員でもある私に対して、事前に当人の了承を得ることなく、また調整さえも行うこともなく、特別委員会の都合だけで出頭を求める日時を決定されるというのは、果たして市民の代表である議会、議員のとるべき行為と言えるでしょうか。

また、私は理由を添えて証人喚問におけるインターネット中継等に関する申出書を提出しましたが、特別委員会の皆様は耳を傾けることもなく、インターネット中継の実施を決定されたことは甚だ遺憾であります。

重ねて、特別委員会副委員長である江口 徹氏が個人のインターネットブログにおいて、本人の主観も含めて事業者2名の証人尋問の内容を事細かに今も掲載し続けていることについては、証人が不安視していた悪意ある情報の流布であり、誹謗中傷等を含めたプライバシー侵害がなされる危険性が高い行為であり、この行為をいさめることさえしない本特別委員会において、証人の人権に配慮し、また公平性、中立性の観点に立った運営がなされることは到底期待できません。

以上のことから、今回の証人出頭請求には応じることができません。以上です。

○委員長

取扱いについて協議をいたしますので、暫時休憩いたします。

休 憩 13:17

再 開 15:02

委員会を再開いたします。

次に、東 剛史氏より証言を求めることにいたします。証人の入室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 15:02

再 開 15:03

委員会を再開いたします。

証人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またそれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合は、これを拒むことができます。

すなわち、一つ、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻

族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。一つ、証言が1で申し上げた者の名誉を害すべき事項に関するとき。一つ、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。一つ、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。一つ、公務員または公務員であったものが、証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合において、当該官公署の承認を受けていないとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合は、これを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、証人と後見人、被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、宣誓を拒むことができます。それ以外については、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなります。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。それでは、傍聴人も含め、全員、起立願います。

(全員起立)

それでは宣誓書の朗読を願います。

○東証人

宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。  
令和5年3月8日、東 剛史。

○委員長

それではご着席願います。証人は宣誓書に署名、捺印願います。

(証人 署名捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証言では、証人は体験した事実を述べるのであり、意見を述べることはできません。尋問された事項に対してのみ証言を述べることとなります。また、尋問内容が不明確なため証人がその疑義をただすために委員長や委員に対し、質問することは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

次に、委員各位に申し上げます。本日は重要な問題について証人より証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いするとともに、質問時の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

また、一つ、証人を侮辱し、または困惑させる質問。一つ、誘導質問。一つ、既にした質問と重複する質問。一つ、争点に関係のない質問。一つ、意見の陳述を求める質問。一つ、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問につきましては、質問することができませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

なお、これまでご説明いたしました「証人尋問における留意事項」につきましては、まとめた資料を証人並びに委員の席上に配付しておりますので、必要によりご確認をお願いいたします。

これより東証人から証言を求めます。

まず、あなたは東 剛史さんですか。

○東証人

東 剛史です。

○委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○東証人

間違いございません。

○委員長

委員の皆様方から尋問の申出がありますので、これを許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。証人、この体育館に関する施工体系について、知っているところを教えてください。

○東証人

施工体系の—— J V ですので、安藤・間・九特興業であるということは存じ上げてますけど、それ以外は分かりませんが。

○川上委員

2次下請にコトブキシーティングが入っているのは御承知ですか。

○東証人

契約——、いや、詳しくそういった施工体系がどうかということは、これまでも、あまり職務上でも——、契約課長時代に、契約してしまって、そこから先というのはですね、特に私のほうで関知しないといえますか、特に私の記憶にはありませんけど、コトブキシーティングが入っていたかどうか。その、これまでも証言してきましたけど、製品がそうであるということについては、知っていましたが、その施工体系図の中に、そこが入っていたかどうかというのは、存じ上げませんが。

○川上委員

えっと、記憶がないのか、知る立場にないのか、どちらか、お尋ねします。

○東証人

契約事務においては、落札業者との契約事務の手続をします。2次下請がどうかということについては、私どもは知る立場にない、ありませんし、そういう書類を見ることもないので、竣工してからというのの中には、もう大量の事績というか、決裁が回ってきますんで、その中には書いてあるんでしょうけど、直接の契約の相手方との事務でしかありませんので、その辺については関知をしていないということです。

○川上委員

1次下請にはアイ・インテリアがあることは御存じですか。

○東証人

ただいま申し上げましたが、そのようなことも、全然存じ上げません。

○川上委員

アイ・インテリアは市の指名業者ですか。

○東証人

現在、どうなってるかは分かりませんが、私のときにはそうでした。

○川上委員

2月15日に、あなたが証言の中で、長期間にわたって会食を重ねてきたと証言した坂平末雄市議が、発行株式の52%、2億2903万円の債権を有する株式会社S・Yの坂平由美代

表取締役に対する尋問で、私は、入札金額を相談した業者とは、アイ・インテリアかと尋ねましたが、証言を拒否しました。そこで、この件について、あなたが御存じのことを伺いたと思います。

○東証人

保有株がどうかっていうことも、まず全く知りませんし、その相談をしたとかどうかっていうのも、全く私は存じ上げません。

○川上委員

元請の安藤・間とジョイントしている九特興業は、アイ・インテリアとコンビで仕事をしてきている実績を、あなたは御存じですか。

○東証人

いや、特にそれは存じ上げませんが。

○川上委員

あなたは坂平末雄氏と会食する折に、たまたまか、あるいは最初から一緒に、アイ・インテリアの社長ないし役員の方と、一緒したことはないですか。

○東証人

ございません。

○川上委員

あなたは、あなた以外で、契約に関わる職員で、坂平末雄氏と会食した人のことを知っていることがあると思うんです。その人を教えてください。

○東証人

私以外で坂平議員のほうと会食をしていたというような、誰がしていたということは存じ上げませんが。

○川上委員

スポーツ振興課、以前はスポーツ・健幸なんですけど、つまり、新体育館整備に関わる担当課ですけども、この関係の職員で、坂平末雄氏と会食を繰り返しておった職員、御存じだと思います。どなたですかね。

○東証人

それは、その、私、私が同席していないということの話ですか。ちょっと、そのところが分かりません。

○委員長

ちょっと、川上委員、誘導尋問のようなことにならないように発言をお願いいたします。

○川上委員

誘導尋問かなと思ったら、誘導尋問ですかって聞いてください。

えっとね、あなたが同席したか、していないかにかかわらず、知っている職員がいたら教えてください。

○東証人

そのときにということかどうか分かりませんが、同席したといいますか、その関係者でいうと、たしかこれ私の、これも記憶で大変申し訳ございませんが、スポーツ振興課長と私とが同席したことはあるように思いますけど。

○川上委員

そのスポーツ振興課長というのは、いつの時代ですかね。ストレートに聞きましょう。瀬尾課長のことを言ってるんですか。

○東証人

そのとおりです。

○川上委員

今のお話は、あなたと瀬尾課長と坂平氏が少なくとも3人いたということ、証言してるんですかね。

○東証人

そのとおりです。

○川上委員

それはいつ頃の時期ですか。

○東証人

あの、記憶が定かではありませんけど、3年、2年、3年前ぐらいだと思いますけど。

○川上委員

いずれにしても体育館の問題が始まったときなんだけど。それで、その会合は、ほかの職員、あるいは上司には隠れてお会いになったわけですか。

○東証人

隠れるという意味がちょっと——、別にこそこそというか、隠れて行ったというような認識はありませんけど。

○川上委員

堂々と、普通の付き合いということで行ったわけですかね。

○東証人

普通の、堂々と、まあ少なくとも、そんな隠れてとかそういう認識はございません。

○川上委員

かなり、私たちの感覚から言えば、市職員が、幹部級が、議員、副議長とそういう関係だということについては「ほう」と思うんですが、片峯市長からこの件について、注意を受けたりしてませんか。

○東証人

この件について注意というのは、飲食に行ったことについての注意ということでしょうか。

○川上委員

そのとおりです。

○東証人

特に注意は受けておりません。

○川上委員

もう少し近い副市長、その頃は梶原副市長だと思いますが、何か注意を受けたり、指示を受けたりしたことはないですか。

○東証人

議員さんのほうからお誘いいただくことは、この件に限らず、幾つかあります。それでその都度、そういうふうには注意されたとか、そういうこともありませんし、梶原副市長、現在の久世副市長からも、そのようなことで注意を受けたことはございません。

○川上委員

今、ほかの議員からも誘われて行ったことがあるとおっしゃったんですか。

○東証人

あります。

○川上委員

どういう場面で、ほかの議員から誘われるんですか。

○東証人

どういう場面でというか——、どういう場面というか、まあ、たまに食事をしようとかいうことで誘われることはあります。

○川上委員

それは断ったりしないんですか。坂平さんとあなたの間柄がもう穂波時代からじっこの仲というのは、この間聞きました。ほかにもそういう議員がいるわけですか。すると、たまたま言われたら、断ったりせずに行くということなんですか。

○東証人

まず、坂平議員との、今、じっこの仲とおっしゃいましたけど、当時、私は穂波町でございまして、自治労、今の職員労働組合ですね、と議員さんとの会食等はよく頻繁に行われてました。そういうこともありましたので、もともとの関係でいうと、そこから議員さんとの付き合い合いというのは始まっていったように思います。私の役所に入った人生の中で。

それで、あと、断らなかったのかということですけど、これ、やはりお誘いいただいて、「いや、行けません」というふうには、理由がない——、ないと言うとあれですけど、なかなかそれを断るということも、なかなかしにくいというのが職員の立場上もありましょうし、そういう気持ちでございましたので、お誘いを受けますと、いろいろお話をさせていただいて、その中で私も勉強になることもございますし、それでお誘いをいただいたことはあります。

○委員長

川上委員、ちょっと、時間、また別な方の——、また発言を許しますので、ちょっと待って——。

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

東証人にお尋ねします。一般的な、契約課長時代のね、入札に関しての流れなんですけど、何かの物件に公告を出しますよね、入札で。で、応札の締切日がありますよね。で、締め切りましたと。それから入札まで数日間、時間が空きますね。応札に指名した業者から、応札に応じる業者が何者か来たときのその情報は、契約課とどこの課、もしくはどなた、あなたからすれば上司、どの範囲の方が応札メンバーを御存じになるんでしょうか。

○東証人

多分、参加され——、入札会の前までに——、まず、一般競争入札と指名競争入札があります。どこを指名しているというのは、案件によりますけど、まずこれについては、どこを指名するというようなことが、大型案件であれば、業者選考委員会の委員は知っております。一般競争入札は、参加表明されるかどうかですので、これについては、参加の締切りまでに、参加表明、参加しますという通知が来ます。これは契約課職員しか分かりません。

○小幡委員

一般競争入札はそういうことでしょうか。指名競争入札、指名、仮にS等級で7者指名したと、それは事前に上司も知ってるということでしょうか。その7者の中で辞退等もありますでしょうかから、応札に応じた者が何者ですよという報告は、どなたにされて、どなたがその段階では、入札前に御存じなのかというのを尋ねたいんですけど。

○東証人

まずですね、決裁区分がそれぞれ違いますので、指名伺ということで、金額によって、課長決裁であったり、部長決裁であったり、副市長決裁であったり、市長決裁であります。それで、それを知り得るといえるのは、それぞれの決裁区分であると思っています。それともう一つは、辞退届というのがあって、指名されたけれども辞退をしますという辞退届を出されるパターンと、入札のときに、入札書に「辞退」と書かれる場合があります。したがって、これ指名はしてるけれども、入札をしてしまわないと分からないというのが実態でございます。

○委員長

小幡委員、ちょっと入札制度に絞られてますので、ちょっと、その辺をひとつよろしく願います。

○小幡委員

今、一般的な入札の流れを聞きましたけども、東証人が契約課長時代ね、今回、問題の移動式観覧席のときはもう課長じゃなかったの、入札には携わってないと思うんだけど、本体工事を例に挙げたら、公告出して、あれは指名競争入札の総合評価落札方式でやりましたので、何者JVが来たということは、もちろん課長は御存じでしょうけど、課長以外で知り得る人物は、どなたになりますでしょうか。

○東証人

これ、その、新体育館建設に限っての話でしょうか。あの、これは私の経験上になりますけど、大型案件のときは、このような大型案件のときはですね、非常に——これ、金額は私の経験上ですけど、金額が大きくなればなるほど、やはり応札業者というのはなかなか出てこない。それが、この今、一連の設計金額の相違ということでしょうけれど、応札業者が少ないというのは、これあります。それで、実際、これ私の上司たちも含め、当時の上司たちも含めてそうでしょうけども、職員として一番心配なことは、入札が流れてしまう、不調になってしまうということです、何者出ましたということはですね、これに限って言えばですよ、その都度、業者選考委員会、金額も大きいもんですから、これは、その都度、私は何者出て、今何者出ておりますというようなことで、副市長、部長にもお伝えはします。そういうことで、応札してもらえるとということで、私どもも安心しますので、そういうようなことで、今回の分はそのようにしたというような記憶があります。

○小幡委員

話は聞きましたけど、記憶で構いませんので、新体育館の入札時、今、部長、副市長とおっしゃいましたけど、明確に課長以外に、どなたと、どなたと、どなたが知り得ていたと思われませんか。

○東証人

工事契約を担当します職員はもちろん知ってますし、ただ、それをほかのところに言うとかですね、どこが出してきたとかいうことは一切言いませんので。ただ何者ありますというようなことでは、記憶ですけど、それも契約課職員と私の上司程度ではないでしょうか。すいません、こういう、こういう証言で、だと思われまして。

○小幡委員

ちょっと、はっきりしないんだけど、契約課長ですよ。契約課長の上の上司となると、総務部長、副市長、もしくは市長、ここまでぐらいは業者——、JV名は別にして、何者応札に応じてますというのは御存じだと、だったという認識でしょうか。

○東証人

すいません、先ほども申し上げましたけど、今、何者出てますっていうのを報告するようなルールというのは基本的にはないんです。しなければならんというような手続もございません。ただ、先ほど申し上げたように、これだけの大型案件でございますので、応札してもらえるかどうかというのは非常に私たちも心配になります。ですから、入札が成立するのかどうかも含めてですね、これだけの、この案件に限らず、大型案件については、今のところ何者出ていますよという話はします。したがって、要するに、よその課の、他の課の職員ですとかですね、そういうところが知り得るといようなこともないし、そういったルールもございません。

○小幡委員

報告するルールはないということでしょうが、ちょっとここはね、あなたに対する疑問じゃないんだけど、もちろん契約課長は御存じだと思うんだけど、実際に応札を締め切った後に、入札が始まるまでの間にね、もう議会内でも、何者しか応札に応じてないとかいう話が、どんどん漏れているんですよ。だから、それはね、契約課のほうから漏らしているのか、知り得た上司が漏らしているのか、分かんないんだけど、どういうルールになっているのかということで、ちょっとお尋ねしました。

次の質問になりますが、副議長とあなたの関係で、坂平副議長と東証人の関係で、1点だけお尋ねしますが、あなた、よく頻繁にね、議長・副議長室に呼ばれていましたよね。それは何で呼ばれていたか。年間に何十回ということで、契約課長が上がっていく姿を目撃した人がたくさんおりますが、どのような案件もしくは、複数回行かれていますので、どういった内容で呼ばれていたか、分かれば教えてください。

○東証人

印象といいますか、非常に副議長は熱心な方でございます、例えば議案ですとか、予算ですとか、決算も含めて、全てそういうところに目を通されますので、そこでこれがどうなっている、ああなっているということをですね、よくお尋ねになることは頻繁にございます。これはもちろん坂平議員に限らずですけれども、その都度、そういったことをご説明に上がっております。

○小幡委員

今ちょっとアバウトなね、予算とか、内容で呼ばれているとおっしゃいましたけれども、あなた契約課長として行くんだから、予算の中でも契約課長の答えられる範囲になりますと、工事関係でしょう。ほかの福祉関係とかね、そういった予算であなたが呼ばれるわけがないので。契約課長として、なぜ呼ばれていたか、どういった案件で呼ばれたかをお尋ねしております。

○東証人

今の質問は、これ本件に関係することということで、証言すべきなんではないでしょうか、委員長。

○委員長

予算等と言われましたので、契約の関係じゃなかったんですかという質問ですが、それについて。

○東証人

そういう意味で言いますと、当然、工事関係もございます、予算でも決算でも。それですとか、あと私が職歴上、行革というところに長年おりました。ですので、いろんな税の、財政の仕組みですとか、いろんな手続だとかは、立場は契約課長ですけれども、そういった部分、分野についても、私は、ご説明できる範囲においては説明しておりますし、この事案については、どこに相談したらいいかとかですね、そういった細かいところでは、ここにお尋ねになるべきですとか、そういうお話です。ですので、その工事がどうかというのとは、ちょっとあんまりそういう――、その予算については当然、この工事が何年――、当然、大型案件になりますと、当然、私どもも発注スケジュールをしますのですよね。これがどのような流れになっていくとかという説明は、契約の観点で言いますと、そういうご説明に上がったことはございますけど。

○小幡委員

ありがとうございます。ストレートに聞きますね。課長時代、移動式観覧席の計画を立てておりましたね、物品で発注しようというとき。結局、落札されたグッドイナフさんを取らせたいと、取らせるように持っていきたいとかいう相談等はございましたか。どなたでも構いませんが、あったか、なかったか、どうでしたか。

○東証人

ございませんし、そこに取らせようとするようなこともできません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

令和3年度の末ぐらいですね、移動式観覧席が発注になる前後です。移動式観覧席の発注自体は4年になって、4月から5月にかけて発注されるわけですが、そのときはもう既に異動なされている。3年度に関しては契約課長でおられたわけですが、その中で、市内部でのやりと

りという資料の中でですね、スポーツ振興課、現のスポーツ振興課長のほうから、こういった業者に見積りを取っていいんだらうかというお尋ねが 있습니다。それに対して、事務用機器の中の事務用家具の業者から見積りを取っていただきたいというお話をされています。このときに関しては、具体的に、ここにこうやって会社さんがあるからといってね、13者の名刺、名簿みたいなやつをお渡しして提示したのかどうか、その辺りはいかがですか。

○東証人

指名業者一覧というのは名簿がございます。これ公表もされております。その中にどの、そういう業種ということで一覧がありますので、それを見てということになります。前回もお話ししましたが、物品の納入に関しては落除き等がございませんので、その全てが対象になるという、お互いの理解でございますけど。

○江口委員

指名業者一覧に関しては、そこまで事務用家具というところまでね、事務機器に関しては、第1希望ですよみたいなところあるんですけど、そこまではないように記憶しておりますが、その点はどうなのでしょう、入ってるのでしょうか。

○東証人

物品を納入できるものが、具体的に言うと、その中に書いてある、この指名業者はこれらが取扱えますということが書いてあります。それで、分かりにくい場合は、これとこれですよというのをお渡ししている場合もあります。要は見れば分かるんですけど、なかなか分かりにくいものについては、職員同士でこれらの業者が該当しますというようなことは、提供することもございます。

○江口委員

そうすると、ここをまず参照してくださいねというふうな形ってことですよ。今回については、具体的にどの業者ですよという話はなされていないという理解でいいですかね。今回、このときに関しては。

○東証人

それを渡したか、渡していないかというところまでちょっと記憶にございません。渡したかもしれません。今申し上げたように、物品納入の業者が多かったり、ちょっと今記憶にありませんけどですね。その業者、その中から拾い出す作業を考えたときに、併せてこの業者が該当しますということで、渡したかもしれません。

○江口委員

そうすると、このときは課長時代ですので、3年度ですよ。そうすると、当然のことながら、3年度の指名業者の一覧というか、それからお渡しをするというような形でよろしいんですよ。そこから選んでくださいよということですよ。

○東証人

そのとおりです。指名業者のほうは今度は4月1日から変わりますので、その時点で見積りを取ろうとするならば、そういうことになりましようけど、もしその取扱いが4月1日もなければ、また別のということになるんですけど、すいません。そのまたぎのところはちょっとどう捉えるかというのは分かりません。基本的には大きく変わりませんので、それでいいと思いますけど。

○江口委員

3年度なので、3年度の名簿に基づいてやってくれという話なんですよ、ですよ。ところがですね、今回、ご自分のほうから見積りを提出しましたっていうですよ、福岡ソフトウェアセンターさんに関しては、3年度は事務用家具についてお取扱いを希望されていないようなんです。この点、契約課長としては何らか、こういった事情があるとかいうのは御存じだったりとかね、こういった指示をしたとかいうことはございますか。

○東証人

いや、その辺は分かりません。

○江口委員

あとですね、これ事務用機器の事務用家具で取扱いをするわけですが、ほかの——果たして本当に事務用家具なのかっていうところで、疑問に思ったりするんです。可能性があるものが幾つか、ありそうでした、教育用品というものがあります。教育用品の中に、運動用品ってあるんですよ。こちらに該当するのではないかと思ったりするわけです。片一方でこちらを見ていくと、なんたら体育なんたらとかですね、そういった業者さんもおられます。こちらのほうではないのかなと思ったりとか、あと機械器具とか、あと家具・装飾、その他物品、その他物品の中では舞台装置ってあるんですね。家具・装飾に関しては、現実にはコトブキシーティングさんですね、今回の納入業者というか、製品を作られるところではあるんですけど、コトブキシーティングさんは、こちらの家具・装飾で指名業者として登録をされています。こういったところを指名すべきではないのか。その事務用品、事務用家具っていうところではなくて、こちらではないのかっていったような議論は、そのときにはなかったんでしょうか。

○東証人

まず先に、基本的な、もう本当、契約事務の基本的なところでございますけれど、地場企業の育成ということがありますので、市内業者をまず第1優先に選考していきます。この椅子のところで、私が一番最初の頃ですけど、備品となっていくときに、その物自体が、私が見たときには、そういったスポーツ用品とか、そういう特殊な椅子かと最初は思っていました。ただ、カタログなり写真を見たときに、普通のスタッキングチェアといいますか、そういったものでありましたので、私はそのときは、そういう印象を持っておりましたので、今回そういう、その選定されたときに、結果が上がってきたときにですね、私はそこまで違和感は感じておりませんでした。

○江口委員

市内業者優先のところは抜きにして、業者どこについていう見積りをね、どっから取ったらいんですかというお話があったときに、契約の中で協議をされたっていうのが、以前ありましたよね。その中でこの事務用家具以外で、先ほどお話をしたような教育用品であったりとか、舞台装置であったりとか、そういったところに関しては、こちらではないのかなっていう意見とかがなかったのかどうか、その点いかがでしょうか。

○東証人

失礼しました。その取扱い品目を扱っているところというふうに決めていくには、もちろんこちらじゃないのか、こちらじゃないのかという協議は、もちろん課内でいたします。ただ、この前も証言しておりますけれども、そういうこれで妥当ですよという判断を全員でいたしますので、そういったことから、どの取扱い品目の業者に発注しようということで決めてっております。

○江口委員

最終的にそこで決まったっていうのは分かるんですが、その話の中で、そういったほかの候補、教育用品であるとか、家具・装飾であるとか、その他物品であるとか、そういったところが候補としてね、こちらではないんでしょうかねっていうね、最初の選ぶ——ざらっとありますよね、その中のどれに当てはまるのかなっていうところでの話は上がったのかどうか。

○東証人

これも決して、私、前回も申し上げましたけど、決して逃げるわけではございませんで、通常の手続でお話をさせていただきますと、こういう物が発注したいということで原課から私どもの担当者のほうに話が来ます。その時点で、どこに該当するかというのは、まず協議をする。最終的にこれでいきますというものが、私のところに上がってくる。例えば、あまり高額でな

い物についてはですね、その中で判断しますけど、このときは、その後になりますから、あれですけど、多分、ちょっとそれをやったかどうか分かりませんが、高額な物については当然私だけの判断ではしませんので、部長ですとか、副市長とも相談してやっているはずです。ですから、一番最初の取っかかりとしてはですね、そこはまず担当者同士でお話をしていく中で決めていって、これでいいでしょうかということでの流れでございます。

○江口委員

すると、証人としては、担当者同士の話に関しては分からないんだけど、上がってきた段階、ないしそれからその上に上げる段階の中では、もうこの事務用家具一本であったということですかね。

○東証人

そういう説明をしたつもりです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほど坂平末雄氏と、スポーツ振興課長とあなたと3人、少なくとも3人は会食をしたことがあるということでしたけど、前回証人にお尋ねしたときに、サンパチキッチンには知らないというふうにおっしゃいました。坂平氏と一対一、あるいはほかの者を交えた場合の会食の場所は、飯塚市内に限られていますか。

○東証人

飯塚市外に出た記憶はございません。

○川上委員

交流、交遊の関係としては、ゴルフは一緒にしたことはありませんか。

○東証人

私はゴルフをたしなみませんので。

○川上委員

先ほど穂波のというふうにおっしゃいました。穂波の、その会食をする場面というのは、恒常的に今日まで続いているものですか。

○東証人

恒常的というのが、その――、場所がということですか。

○川上委員

場所がとかいうことではなくって、穂波出身者ということで、メンバーの入れ替わりとかあるかもしれませんが、年に何度かという意味合いです。

○東証人

はい、ございます。

○川上委員

そこに坂平議員が来ることがあるわけですね。

○東証人

今のご質問は、私の同僚、上司、部下とかと飲んでるところに参加することがあるのかというご質問でしょうか。そのようなことはありません。

○川上委員

それは穂波時代から一度もないですか。

○東証人

たまたまお会いしたとかいうことはありますけど、ごくまれだったように思いますけど。

○川上委員

その会合は穂波会とか何か名前つけてるんですか。

○東証人

穂波のときはですね、自治労の組合の活動が非常に活発でございました。それで、いろんな催物がありましたので、一年間通じて、そんな毎月毎月とかいうことではございませんけど、そういう場面においてということですよ。

○川上委員

2019年から、資産等報告書が市長、三役、議員に義務づけられ直してあるわけですけど、当然、市の職員も見られる機会はあるわけですね。これによれば、先ほど言ったことが分かるわけですね。指名業者S・Yの株式の過半を保有している。さらに債権を2億円を超して持っている。妻が、配偶者が、代表している会社ですよ。これは、事実上ですね、経営権を持っているのと同じという認識を持ってしかるべきだと思うが、そのようには、その事実を知らなかったって、この間おっしゃいましたかね。

○東証人

株式を保有しているとかいう、その割合とかってというのは、存じ上げませんでした。

○川上委員

不動産を売却して、それほどの債権を持っておるということも知りませんでしたか。

○東証人

不動産を売却したというようなことも、全く私はそのような営業活動というか、そういう活動をしているとかいうことも、一切私は存じ上げません。

○川上委員

株式会社S・Yの創立及びその後の経営に当たり、あなたは何らかの相談を坂平議員ないしS・Yの代表者、あるいは事務員の方から相談を受けたことはありませんか。

○東証人

その、S・Yの経営に関してですか。

○川上委員

S・Yの創立及び、設立及び経営についてです。

○東証人

それ、一切ございません。

○川上委員

グッドイナフについては、いかがですか。

○東証人

一切存じ上げません。

○川上委員

先ほど小幡委員の質問に対するあなたの証言を聞いて、契約課長としてのレクの範囲を大きく超えていると、私は聞きました。以前、何々の蓄積があったので、それを彼に提供したということなんですね。本当にそういうことをしたんですか。

○東証人

お尋ねになられたことについては、そういうふうに説明に上がるというのは、私は答えるべきかなと思いましたが、そのようなことを、相談を受けましたら、そのようにはお話をしたことがございますけど、その範疇を超えているとかってというのが——、ちょっと何かあれですけど、いろんな仕事のことでとかは、相談を受けることは確かにございました。

○川上委員

坂平末雄市会議員ないし副議長の政策秘書的な役割を果たしたように判断しますけれども、いろいろ相談に乗ったことがあると。契約課長以外の経験や知見について、彼に提供したことがあるわけですね。

○東証人

政策秘書———そこまで大それた———自覚というのはございませんけど。そういうふうにとられ、とられても、何といたしましょうか、何とも答えようがないですけど、ほかの議員さんからでも、もちろん坂平議員に限らず、ほかの議員さんからも相談いろいろ受けますのでですね、まあ、そういう自覚はございませんけども。

○委員長

川上委員、ちょっと、ちょっと外れてきておりますので、絞って端的に質問をお願いいたします。

○川上委員

契約課長として呼ばれているのではなくて、実はあなたが、証人が、各市役所の部署で経験したこと、見聞きして知っていることなどについても、提供しているということをお認めになったと思います、今。かつそれは坂平議長だけではなくて、副議長だけではなくて、ほかの議員にもね、契約課長の立場を超えて、そういうことを提供しているというふうにおっしゃったと思うけど、それを確認してよろしいですか。

○東証人

あの、提供というか———、その、提供して———という自覚はございません。相談を受けられたことにお答えしているということです。こちらからそういうものを提供しているというふうには、私は考えていません。

○委員長

川上委員、もう時間が相当経過していますので。最後。

○川上委員

事実を聞いたわけ。で、今お認めになりました。自分が考えて、自分はそう考えてないけど、事実を認めた。そこでね、そういう特殊な役割を坂平末雄議員、副議長との関係で、取り持っているわけだけど、あなたは、坂平末雄議員、副議長を背景としたお酒、あるいは生卵など物品及び現金とか、現金など、受け取ったり、あるいはあなたを介して、別の者に渡したりしたことはありませんか。

○東証人

一切ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようでございますので、以上でもって、東証人に対する尋問は終了いたしました。なお、後日また証言を求めることがあるかもしれませんが、そのときはご協力のほどよろしくお願いします。

証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。

ご退席して結構でございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 59

再 開 16 : 01

委員会を再開いたします。

○川上委員

資料請求を2点について、お願いしたいと思います。1点は、3月7日、坂平末雄氏が、議長宛てに提出した証人喚問におけるインターネット中継等に関する申出書。2点目は、本日、3月8日、同じく坂平末雄氏が議長宛てに提出した証人出頭請求に対する不出頭届出書。この2点、取り計らいをお願いいたします。

○委員長

事務局にお尋ねいたします。ただいま川上委員より資料要求のありました資料につきましては、提出できますか。

○議会事務局次長

ただいま資料要求のごございました坂平末雄議員から、議長宛てに提出されました証人喚問におけるインターネット中継等に関する申出書。それから、坂平末雄議員から飯塚市議会議長宛てに提示されました証人出頭請求に対する不出頭届出書。これらの資料につきましては、前者につきましては、今日、委員会の開会前に、また後者につきましては、先ほど休憩中に議員のほうにはもうお渡しをしておりますけども、委員会の正式な資料ということで要求がございましたら、当然ながら提出はさせていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、事務局に資料の提出を求めます。後ほど資料をサイドボックスに掲載いたします。

以上をもちまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。